

【キーワード】 ヘイトスピーチ、批判的人種理論

☆ヘイトスピーチとは、どういうものなのか
特定の民族や国籍を有する人々に対する憎悪を表明し、憎悪を煽る表現

— 京都朝鮮学校襲撃事件 —

- ・北朝鮮のスパイ養成機関、朝鮮学校を日本から叩き出せ。
- ・戦争中男手がないところ、女の人レイプして虐殺して奪ったのがこの土地。
- ・ろくでなしの朝鮮学校を日本から叩き出せ。
- ・戦後焼け野原になった日本人につけ込んで、民族学校、民族教育闘争ですか。こういう形で、至る所で土地の収奪が行われている。
- ・日本から出て行け。何が子どもじゃ、こんなもん、お前、スパイの子供やないか。
- ・お前らがな。日本人ぶち殺してここの土地奪ったんやないか。
- ・約束というものは、人間どうしがするもんなんです。人間と朝鮮人では約束は成立しません

— 街頭でのヘイトデモ —

- ・うじ虫韓国人、人殺し、強姦魔、それが朝鮮人
- ・韓国人をしめ殺せ、朝鮮人は皆殺し

裁判所は、この問題（京都朝鮮学校襲撃事件）をどう処理したのか。
京都朝鮮学校という特定の集団、そこに所属する関係者を侮辱するものであり、
京都朝鮮学校の業務を威力をもって妨害するもの

★刑事裁判⇒侮辱罪、威力業務妨害罪

★民事裁判⇒損害賠償を認めた。

しかし⇒**特定の個人、団体に向けられていない**ヘイトスピーチは規制できない

「批判的人種理論」の登場

★これは暴力そのものではないのか。

⇒ 一定の社会構造のなかでは、少数者への直接的暴力となる。

そうした意識が蔓延することが少数者を傷つける

★マイノリティーを公共空間から排除するものであって「言論の自由市場」は成立しない。

⇒ 対抗言論の可能性が失われている

★憎悪の表現に対抗言論は無意味である。

ヘイトスピーチには保護すべき価値がない

⇒ 真理の発見、民主主義の過程とはなんの関係もない

★違法化することで、許されないとのメッセージを与えるべき

⇒ 教育効果を考えるべきである。

☆ヘイトスピーチは、表現の自由の保護の対象ではない ⇒法的に規制すべき

五、伝統的理論からの反論・疑問

★これは暴力そのものではないのか

特定の個人に向けられていないものまでを暴力と定義できるのか？

誰がどのように傷付いているのかが明確ではない(明白かつ現在の危険がない)

- 処罰対象行為を限定すれば、処罰の無意味化が起こる
- 処罰対象行為を広げれば、処罰範囲が不明確となる（漠然性の理論）
- ★言論の自由市場は存在しない
 - 言論の自由市場への参入は困難であっても不可能ではない、市民的批判は十分に可能である。
 - 国家にが言論の価値を判断させるべきえははない。
- ★対抗言論は無意味である
 - 憎悪の表明それ自体が批判の対象となる。
- ★教育効果を考えるべき
 - 憎悪表現を規制することで、憎悪はなくなるのか
 - かえって英雄を作り出すのではないのか

《対立点》

- ☆被害をどこでとらえるのか
- ☆言論の自由市場を形成するのは、市民社会なのか、国家なのか
 - 市民社会への信頼の程度
- ☆国家による濫用の危険をどう考えるのか
 - 国家への信頼の程度
- ☆規制効果への疑問
 - 憎悪表現を規制することで、憎悪はなくなるのか？

六、旧部落に対する差別的表現を規制することは許されるのか？

【伝統的理論から考える】

- ★特定の個人・団体に対する侮辱的表現・名誉毀損的表現

個人の人格を傷つけるものではあれば一定の要件のもとに規制も許される
 刑事手続⇒名誉毀損罪、侮辱罪
 民事手続⇒損害賠償、差し止め

- ★不特定の個人・団体に対する侮辱的表現・名誉毀損的表現を処罰する

憎悪の表明（うじ虫部落民、人殺し、強姦魔、それが部落民）
 差別思想・偏見の表明
 （部落民は私たちの税金を食い物にしています）
 （ちょっとしたことで差別だと騒ぎ立て、脅迫してきます）
 （部落民と結婚すると、将来、ひどい目に遭いますよ）

- ★差別情報の流布を処罰する

差別情報＝旧同和地区であることが特定できる情報

ポイント 個人の人格を傷つけるのか

「明白かつ現在の危険」はあるのか
 誰がどのように傷付くのか
 それはどれくらいの蓋然性があるのか
 「漠然性故に無効の法理」
 処罰範囲を明確にできるのか

- 【批判的人種理論】はあてはまるのか？

七 インターネット上の差別的表現について

★インターネットの特徴

- ・誰もが情報を世界中に発信できる
- ・一旦、流された情報を回収するすべがない
- ・情報発信者・プロバイダ・情報受信者の三局構造

★プロバイダー責任制限法の仕組みと限界

- ・個人に関することは、発信者の情報開示を求めることができる
- ・プロバイダーに削除を求めることができる

しかし、不特定多数に対する差別的表現には対応できない。

★ある情報の発信が違法であるとなればどうなるのか

【見直してみよう地対協意見具申】 1996.5.17

「第4は、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向である。同和問題について自由な意見交換ができる環境のないことは、差別意識の解消を妨げている決定的な要因となっている」

八 部落差別解消推進法に立法事実はあるのか

ネット上に差別的表現が蔓延しているのか

これを放置すれば、社会の差別的意識が広がる ⇒立法事実

★具体的な検証はなんらなされていない。

★差別的表現に対応する規定がない

1 これでは何のための立法なのかわからない。

では、規制条項をもうければいいのか

★部落差別を理由としてネット上の表現規制には理由がない

九 私たちはなにをしなければならないのか

【私見】

- ・言論の自由市場をつくるだすのは私たち市民であることの自覚をもつ
- ・誤った言論や、嫌悪の表明に対しては市民として対抗していく
- ・全国部落調査問題を思想的に乗り越える

以上